

128
12.3.12

附屬書類添附

朝鮮

第一課

大正十二年三月七日
高警第千六六號

朝鮮總督府警務局

秘

共產黨ノ于引譯文送付ノ件

露國共產黨莫斯科委員會ニ於テ發行セル共產黨

政綱ニ關スル問答体ノ説明書(原文露語)入

候ニ付別冊譯文一部御參考迄及送付候也

移民課 送先

送先

- 總務大臣、外務大臣、警視總監、警保局長、拓殖事務局長、
- 關東軍警務局長、天津總領事、安東、鐵嶺、長春、滿洲里領事、
- 總務、政務總監、財務局長、法務局長、參事官室、
- 高等覆審法院檢察長、地方法院檢察正、
- 參謀總長、朝鮮總督府官、朝鮮憲兵隊司令官、
- 各道知事、各級遺棄

一九二〇年發行



共產黨手引

露國共產黨莫斯科委員會

REEL No. 1-1215

0227

共産黨ノ手引

一、資本主義ト共産主義トノ問答

一人類ハ常ニ現今ノ如ク生存セリヤ

否、勞農露國以外總テノ地方ニ於テハ資本主義ト稱スルモノホク權力ヲ握リアリ各種工場ヲ設置シテ人類ヲ統禦シツツアリ尚其ノ以前ニ於テハ城廓地方ノ存在アリ又其ノ以前ニハ奴隸制度アリ又曰キ昔ニ於テハ人類ハ殆ト野獸ノ如ク生存セルモノアリ

二、如何ナル地方ヲ資本主義ト稱スルヤ

各種生産機關即工場、鑛山、鐵道、土地、其ノ他凡テノ資本家ノ私有スル地方ヲ云フ

三、資本家ハ自ラ勞働スルヤ

否、如何ナル生産機關ヲモ有セサル即「プロレタリア」ハ飢餓ヲ脱セムカ為己ニナク資本家ノ下ニ勞働セシメラレアルモノナリ

四、何故ニ資本家ハ「プロレタリア」ヲ雇傭スルヤ

彼等勞働者ハ一日十時間乃至十二時間或ハ十四時間ノ勞役ヲ為シ莫大ノ利益ヲ資本家ニ提供シテ自ラノ得ル所ハ僅ニ三四時間ノ報酬ニ過キス辛クシテ生活シアルヲ以テナリ

五、資本家ハ何故ニ斯ク莫大ナル生産品ヲ要スルヤ

勿論彼等自己トシテハ如斯莫大ナル生産品ヲ要セサルモ其ノ生産品ハ市場ニ於テ金錢或ハ他ノ物品ト交換セラレ即チ生産原料、機械器具、家屋、其ノ他凡テ所有モノトシテ資本増加ヲ來スモノナリ

六、資本團體ハ各一様ニテ形成セラレアルヤ

否 團體ハ別個ノニ分子ヨリ成ル、即チ左ノ二種ナル根本階級トス

(イ)「ブルジョア」リ工場主銀行家

(ロ)「プロレタリア」其何等ノ私有物ヲモ所有セサル労働者

セ、「ブルジョア」「プロレタリア」以外如何ナル階級アリヤ

小資産階級、即都市ノ小ブルジョア、小商人、智識階級、其ノ他

特ニ我露國ニ於テハ大中農民階級

ハ斯ク階級ノ利害關係ハ同一ナリヤ

否、全ク然ラス、寧ロ「ブルジョア」ト「プロレタリア」ノ利害ハ相及スルモノナリ、即「ブルジョア」ノ利害ハ「プロレタリア」ヲ有益ニ使用スルニアリ、「プロレタリア」ノ利益ハ「ブルジョア」

ヨアル、有益使用ヨリ脱スルニアリ

九、階級利害ノ矛盾ヨリ如何ナル結果ヲ来スヤ

自己ノ利益ヲ保護スル為階級戦及階級擁護トナリ他階級ニ対スル壓迫トナル

一〇、階級戦ニ於テ資本主義ハ如何ナル手段ニ出ルヤ

資産國家即チ「ブルジョア」ヲ労働者ノ反抗ヨリ安全ナラシムル為争鬪シツツアル他資本國家ト共ニ資金ノ保全機關ヲ設ク

一一、資産國家ハ如何ナル政權ヲ以テ「プロレタリア」ヲ服従セシムルヤ

最モ強キ壓制方法トシテ軍隊警察裁判アリ其ノ指揮者タル將軍及官吏ハ「ブルジョア」ヨリ採用シ又労働者ノ自覺ヲ束縛スル為学校教會等「ブルジョア」ノ

言論機關ヲ置ク

三階級戦ハ何ノ目的ヲ以テ勃發スルヤ

階級壓迫ノ武器ハ政權ナリ故ニ階級戦ハ其ノ政

權ヲ自ノ手中ニ收メ以テ政權ヲ鞏固ナラシムル為ナリ

三凡テ階級戦ハ何人ニ依リテ指揮セラレルヤ

政黨ナリ而シテ黨派ニハ多クノ黨員アリ凡有階

級ヲ通シ有勢ナル人格者ヲ容ル

四黨派ハ自己抱負ヲ實現スル為何ヲ為スヤ

黨派目的ノプログラムニ實現上ノ策略黨員ノ糾合目

的實施ノ指揮等ヲ為シ黨派ノ主義ハ最鞏固ナル

ハキモノニシテ規律ヲ嚴シ自己階級ノ擁護

盡ス

五黨派ハ如何ニ分類セラレルヤ

各地何レニ於テモ種々ノ各目ニテ數多ノ黨派ア

レトモ大別スル時ハ次ノ三種トナル

(イ)「ブルジョア」黨 (ロ)「小ブルジョア」黨 (ハ)「プロレタリア」黨

天露國ニハ如何ナル「ブルジョア」黨アリヤ

(イ)「カデット」黨(國民自由黨)

註(ブルジョア)ノ自由ヲ叫ブ為労働者ノ壓迫スル黨

(ロ)國民聯合黨

(ハ)オクテブリスト黨 註十月黨

其ノ他何レモ資本家及地主ノ結合

一七「小ブルジョア」黨ニハ如何ナル者アリヤ

(イ)メンシエウキク黨(社會民主労働黨)

(ロ)エスエル黨(社會革命黨)

(ハ)エネス党(國民社會黨)

孰レモ資本組成ヲ驅逐スル必要ヲ認メアルモ實際ニ於テ「ブルジョア」党ト歩調ヲ同一ニスルモノ

註（ケレンスキー、コルチヤック、デニーキン等之ナリ）

六、「プロレタリア」党ニハ如何ナルモノアリヤ

露國共產党（ボリシエヒキ）

實際ニ資本組織ヲ破碎シテ新ニ共產社會党ヲ組織スルニ努ム共產主義ハ「ブルジョア」ト何等同盟ヲ為サス全

然テ對テ位置ニ立チテ争フモノ

註（独逸ニ於ケルスパルタ主義ト同シ）

一、共產主義ノ根本義ニ如何ナルモノナルヤ

共產主義ニ於テハ私有開拓ナレバテ生産ハ人教社會ノ

需用ヲ充ヌヲ以テ足ル從テ個人私産ノ要ナシ

二、共產組織ニハ階級制アリヤ

否、凡テ生産ノ私有アレハ得ルタメニ相対抗スルモノナルモ之ヲ廢除セハ人類社會ニ「ブルジョア」モナク「プロレタリア」モナク凡

テ人類ハ一樣ノ労働者トナリ從テ凡テハ（トワリシチエ）友人トシ

三、共產主義ニハ國家ノ存在アリヤ

否、人種階級ニ依リ所得ノ差異ナキ以上國家ノ必要ナシ

國家ナルモノハ一階級ヲ主宰保護スル為ノ武器ナリ而シテ

階級ナキ以上ハ其ノ要ナシ

四、資本主義ヨリ共產主義ニ對スル問答

一、生産紊乱トハ如何

各個々ニ完全ニ組織セラレタル資本企業ト雖社會的見地ヨリセハ何等經濟的方策ナレ故ニ生産ニ於テ無規律ナリ是紊乱ト稱ス

二、生産紊乱ハ何ヨリ出現スルヤ

競争ヨリ各資本家ハ原料ノ購入労働者安價雇入ニ一意
努力シテ製品ヲ多大ニ製作シ之ニヨリ高價ニ賣却セムト欲
ス斯クシテ資本家相互間原料労働者ノ安價購入雇入
戦ヲ起シ又ハ顧客ノ掠奪戦ヲ起スモノナリ

三、競争ノ結果如何

小企業倒シテ大企業益々鞏固トシ即チ大資本市場主
ノ下ニハ新機械仕入レヨリ原料燃料多大ニ蓄積セラレ製品
ハ安價ニ供給セラルルヲ以テ顧客ヲ吸引シ遂ニ小企業ヲ滅
亡セシム

四、生産紊乱ハ大企業ヲ破滅セシメザルカ

大企業ヲ破滅セシムモノハ財界ノ不況ナリ資本家ハ莫大
ル私得ヲ為スヘク多クノ製品ヲ作製シ顧客不足ヨリ遂ニハ
相互生産過剰トナリテ事業ヲ中止スルに至ル

五、資本家ハ如何ニシテ競争及不況ヨリ自己ヲ保護シ得ルヤ

即チ彼等ハ一ツノ同盟ヲ結ブシシテゲートトラスト等ナリ斯
クシテ相互生産品價格ノ共定ヲ為シ相タノ滅亡ナキヲ劃ル

六、労働者ニシテ如何ニシテ同盟アリヤ

政黨以外資本ニ対シ機関トシテ労働者ニ職業同盟ヨリ
各種職業者ヲ糾合シ其ノ同盟ニ於テ第一労働賃金ノ
増加労働時間ノ減縮其他ヲ考究ス

七、資本家同盟ハ奈辺ニ迄及フカ

彼等ハ時トシテハ一種ノ産業ヲ合同シ或ハ各種産業
ヲ合同掌握シ甚シキハ其ノ合同ヲ以テフアンタレタレヲ結ブ即チ
英佛露資本家合同或ハ中英諸國獨逸土ノ資本家同
盟トナル

八、斯ク巨大ニ資本家合同如何ニ結果ヲ来スヤ

資本主義ノ安棲トナリ個々ノ資本家競争ヲ為ササルモ大同盟間ニ於テハ他原料市場ヲ撃退シ製品販路ヲ擴張スヘク執拗ナル競争ヲ激烈ナラシム

九、世界市場ニ於ケル如斯競争ハ如何ニ表示トナルヤ

競争ハ武備ノ開始トナリ或ハ同盟トシテ各離シ各國相互原料市場撃退販路ノ擴張ニ力ヲ注キ而シテ自國同盟ニ他國領土ヲ

引入ントシツツアリ

一〇、如斯世界ヲ割リ傾向ヲ何ト稱スルヤ

帝國主義ト云フ即チ資産國大同盟ノ征服的政策ハ全世界ヲ統一シテ帝國化セムトスルモノニテ資本家優勢ナル國家ノ主義ナリ

一一、如何ナルモノトシテ帝國主義ノ政策ハ行ハルヤ

軍國主義ナリ外國軍ヲテ自國軍隊ヲ優勢ナラシメ他國ノ武

備ヲ凌駕セムトス故ニ武備ノ為ニ多大ノ経費ヲ消費ス此所謂

軍國主義ニシテ帝國主義軍國主義ノ政策ハ外國ヲ通シ全

世界戰ヲ突破セシムモノナリ

一二、全歐洲戰ニ於テ或ハ保守ノ位置ニテアリテ

不ハ自ソ全世界戰ニテ興セルモノハ侵略攻征ニ出テタリ露國帝國主義者ハツアリアトグラド(コンスタンチノール)及チキエラニイ

ルース(カリシヤ)ニ依リ戦争ヲ開始シ独逸ハ露國ヲ破碎セムト欲シ(ブレスト平和會議)同盟國(アフリカ亞細亞ノ富裕地方)

ハ独逸ヲドンドン底迄滅亡セシムト欲シ(ワルサイユ會議)彼等ハ自テ自國民ヲ祖國保護ノ口實ヲ以テ欺罔セリ

一三、全世界戰ハ如何ナル結果ヲ齎セシヤ

全世界的飢餓物價騰貴及疲弊ナリ戦争ハ二千五百萬ノ死傷者ヲ来シ戦争ニ消費セル経費ハ實ニ莫大ナルモノナリ

凡テ産業ハ軍事産業トナリ有利ナル産業ハ實ニ微々タル
モノトナレリ斯クシテ凡テ産業迄地方的生産ハ全ク破碎セ
ラレ文書ノトニ於テハ講和ヲ示レアルモ尚捷利者間ニ於テハ
経済界ノ破滅ニ連レテ戦争ノ賠償ノ割當ニ戦争ヲ繼續
シツアルナリ要スルニ資本主義ノ悲境トナレリ
一四如斯不幸ハ何人ノ上ニ課セラルルヤ

「プロレタリア」ノ上ニ課セラル不具ニセラレ或ハ殺サレ餓ニ陥リ尚不
相應ノ課税ヲ課セラル労働階級ハ同盟罷行ヲ以テ反抗ヲ
試ミシ際各地方ニ於テ非常ナル壓迫追及ニ遭遇セリ而シテ嘗
時ハ凡テ資本家ハ軍事利益ヲ以テ甚キ富ヲ増セリ
一五労働團ハ如何ニ自覺セシヤ

労働團ハ資本家ノ手中ニアリテハ塵ノ如ク労働セサルヘカラサレテ
認め資本家ニ服従スルヲ中止セリ

一六全歐洲戦争ハ如何ニ轉換セリヤ

壓迫者ト非壓迫者トノ國民戦トナリ革命トナリ「プロレタリア」党
ハ自己ノ手中ニ政權ヲ收メト故シ労働者階級ハ「ブルジョア」
露國農民党及「リガカナチヤ」ニ聯盟セル各帝國主義者ニ對シ
争闘ヲ勵シツアリ

一七何時ニ至ラハ此ノ國民戦ハ如何ニ解結スルヤ

「ブルジョア」ノ政權ヲ奪取シ労働者ノ勝利トナリシ時農
民ハ新ラレキ天地ヲ開拓スルニ至ルヘシ此ノ拳ヲ為スニ必要ナルハ
「プロレタリア」レカ金權ヲ握リ党派ノ臨時主權者ヲララルヘカ
ラス

一八「プロレタリア」ハ如何ナル方法ニテ主權者トナルヤ

其ノ手始ハ「プロレタリア」執政者ヲ置キ「ブルジョア」為執政者ヲ
退ケ凡テ「プロレタリア」ニ變更シ以テ「ブルジョア」政權ヲ獲得

スハレ詳言セバ「ブルジョア」國家ハ「プロレタリア」ヲ壓迫スルニ努メタルモ「プロレタリア」政權ヲ奪ヒ取リシハ「ブルジョア」シ

壓迫ヤス只彼等ニ政權ヲ與ヘザルノミ

一、九「プロレタリア」執政ハ其ノ他如何ナル政策ニ出ツルヤ

經濟機關ノ轉換ヲ行フ即チ「プロレタリア」國トシテ「ブルジョア」ノ所有セル生産機關ヲ奪取シ一般ニ之ヲ分ナ上下ノ差別ナク均等ニ分配ヲ行フ

二、「プロレタリア」執政ハ永久ニ存續スヘキヤ

否臨時過渡期タルノ海外ヲ通シ「ブルジョア」ノ敵對力滅亡スルニ及ビ「プロレタリア」執政モ徐々ニ消滅スヘシ

三、共產的經濟ト資本主義ハ如何ナル差アリヤ

生産紊乱ナキヲ以テ競争モナク全世界戰モノノ凡テノ食料生産ハ何等不安ナキ經濟ナリ

三、共產主義地帯ニ於テハ資本主義地帯ニ比シ如何ナル特典アリヤ

人類ノ開發疾速ニシテ階級戰ナクストライキ戰爭革命及政府ノ壓迫ナシ又一般の労働ハ大工場ノ出現トナリ地方的生産ニ於テモ完全ニ機器ヲ利用シ比較的労働力ノ僅少ヲ以テ莫大ナル製作ヲ得文學美術其他凡テ對シ人類等シク啓發セザルモノナリ

三、インターナショナルト露國共產黨

一、「ブルジョア」ト「プロレタリア」トノ争鬪ハ已ニ久シキモノナリヤ

資本主義ノ存在ヨリ各種工場ノ出現ヲ見シ以來労働者ハ常ニ彼等ニ利用セラルルヲ以テ職業同盟及政黨トナリ資本ニ對抗セルモノナリ

二、各地方ニ此ノ争鬪ヲ為シ労働者ハ勝利ヲ白メ得ルヤ

否若労働者ニシテ一地方ニ遷走シハ「ブルジョア」ハ直ニ其ノ
國ニ援助ヲ與フルヲ以テ勝利ヲ覓来ナレ若労働者カ一地方ニ
於テ一團結ヲ爲サハ「ブルジョア」ハ遂ニ讓歩スルニ至ルヘレ
三 各地方ニ於ケル「プロレタリア」ハ其ノ團結ノ可能ヲ已ニ
久シキ以前ヨリ認メタリヤ

一 千八百七五年労働者階級ノ大頭目タル「カールマルクス」及
「エングルス」ハ共產主義宣言書ヲ誌メ其ノ中ニ「各地ニ於ケル
「プロレタリア」ハ團結セヨ」と叫ビタリ英國倫敦ニ於ケル萬國博
覽會ニ於テ各地労働者ハ孰モ其ノ状況ノ困難ナルヲ知リ英
國労働者ハ同盟罷業ヲ起シタルニ「佛國」労働者ヲ佳備
タルヲ以テ此ノ「ストライキ」遂ニ不結果ニ終リタリ當時「佛國」
労働者ハ斯ク言ヘリ「英國」於ケル「ストライキ」ヲ知ラザレバ遺憾
ニシテ我友ニ相交スルヲ得ヤ宜シク同一步調ヲ取ラザル「カラスト

四 各地方ニ於ケル労働者ノ團結ハ如何ニ進行スルヤ

一 八六四年倫敦ニ於テ第一回萬國労働者大會ヲ開キ此ヲ第一
インターナショナルト云フ而シテ十二年間ヲ繼續シ各地ノ労働者ハ漸
ク革命戰ノ爲ニ一致團結スヘキ思想蔓延スルニ至レリ

一 五 何故ニ第一インターナショナルハ滅亡セラルヤ

思想ノ統一ヲ缺キタリ又餘リニ多数ノ頭目アリタリ一八七一年第一イン
ターナショナルノ委員ハ「巴里」労働團ノ殿起ニ「キール」ブルジョアハ此ノ
壓迫シ労働團ノ行動ヲ喰ヒ止メタリ故ニ第一インターナショナルハ内部
不統一ヨリ決裂セラルモノナリ

一 六 第二インターナショナルハ如何ニ理由ヨリ起リシヤ

第一インターナショナルノ滅亡後各地産業ハ著レク發達シ社會黨
ノ發展ヲ見タレ其ノ共同ヲ計ル爲ニ一八九九年「巴里」於テ萬國社會
黨會議ヲ開催シ其處ニ第一インターナショナルノ出現トナレリ而シテ

一九一四年迄繼續(即十月日ヲ以テ労働祭ト定メ)萬國労働者
ハ明カニ社會党ノ主義方針ニ從ヒ國家政權ノ掌握ニ努力ス
ルニ至レリ

一七 第二インターナショナルハ何時如何ニ理由ニテ解散セルヤ

一九一四年ノ全世界戰ハ第二インターナショナルヲ消滅セシメタリ各地
ニ於ケル社會党ハインターナショナルヲ變更シ其ノ代リ自國「ブルジョア」
政府ヲ瓦壞セシムル為自國ノ帝國主義戰事ヲ援助スル
ニ努メタリ

一八 何故ニ社會労働党ハインターナショナルヲ變更セリヤ

如何トナシ「ブルジョア」ノ領地ノ破碎ヨリ至ル大ナル利益中ヨリ
懸練セル職工ニ對シ多大ノ割増金ヲ支給シ労働者頭目ヲ買
収セル為彼等ノ思想ハ激シ労働者階級ハ喜ニテ自國「ブルジョア」
ノ掌中ニ入レルモノナリ

一九 第二インターナショナルハ如何ニ種類ニ分割セルヤ

大体ニ三種ニ分レタリ即チ馬鹿愛國、中ニ及共產トス

一〇 馬鹿愛國ハ何ヲ宣傳シタルヤ

彼等ハ全ク労働者ノ及逆者ナリ彼等ハ「ブルジョア」國家ニ接
助スヘキヲ宣傳シ祖國擁護ヲ叫ビタリ其ノ種類ヲ示セ「ケレンス
キー」「ツイレテリ」獨逸ノ「シゲマン」等トス

一一 中ニ及ト如何

中ニ及ハ共產党ト馬鹿愛國派ノ中間ニ立チ「プロレタリア」
「ブルジョア」ノ親睦ヲ希望シ自説ハ落弱ナルモノナリ即チ露國ハ
「マルトウ」獨逸ノ「カウスト」キ等之ナリ

一二 第二インターナショナルハ現存シアルヤ

「リガカナーチヤ」ノ盜賊的資本家同盟即チ社會的及徒ハ救回
ニ自リインターナショナルヲ打破セムト欲シ「アルセ」未タ成功セス而シテ

労働團ハ各地ニ於テ三層鞏固トナリ相提携シテ第三インターナショナルニ好カシツニアリ

一三 何人ニヨリ第三インターナショナルハ組織セラレルヤ

第一インターナショナルニ加盟セル社會主義者ニ依リテ組織セラレタ
ルモノニテ彼等ハ開戦當時ヨリ「ブルジョア」ヲ征服ヒサルヘカラサルヲ
認メアレハ「ブルジョア」ヲ退ケ労働者階級ヲシテ自由ナラシムルニ
至ルヘシ

一四 労働者階級ノ主班トシテ如何ニテ党派アリヤ

露國ニ於テ一九一四年時代ヨリ「ボルシェビキ」黨起リ戦争ヲ宣
言シ帝國主義戦争ノ後ニ必ス國民戰ノ志ムヘキヲ豫言セリ獨
逸ニ於テ「スバルタ」主義ニ變形トナリ「カルル」リボクネフトレ及「ロザサ
ワ」メンデルグ具ノ牛耳ヲ執リツニアリ其他ノ地方ニ於テハ旧徒黨ノ
分離ヨリテ党現レ革命先鋒ヲ為セリ

一五 此ノ徒黨ハ何時如何ニ合同セシヤ

全世界戰ニ際ス「スイツランド」ニ於テ二回ノ會議ヲ開キ合同ヲ
試ミタリ而シテ労働者及農民ノ政權ヲ獲得せん露國十月革命
後全世界的革命ノ中心トナリ「ホルレボキ」黨ハ共產主義ノ名稱ト
ナレリ此ノ第一期トス露國共產黨革命ノ餘波ヲ受ケ他地方ニ
於テモ共產黨ノ出現スルアリテ一九一九年「モスコ」ニ於テ以テ等共
産黨員ノ第一回會議ヲ開キ第三共產主義「インターナショナル」
ノ基礎ヲ作リタルモノナリ

一六 何故ニ「ホルレボキ」黨及其他黨派ハ「コムニスト」ト變名シ第三

「インターナショナル」ヲ「コムニスト」ト稱スルヤ
同一名稱ハ已ニ歴然タルモノトシテ「カカル」モルクスレノ盟約ナリ資本
ニ對スル救済ヲ為シ一八四七年以來共產主義的宣言ヲ行フモノ
ナルト又社會革命ナル語ハ「ケレンスキー」或ハ「エドマン」ニ稱ヘシ

モノニシテ餘リニ誤解ト誹謗ヲ受クルモノナレバ変更セル
モノナリ

一七、何故ニ共産党ヲ初メボリスエボーキト称ビシヤ

「ボリスエボーキ」初メ露國社會民主労働党ヨリ出現セルモノ
ニシテ一八九七年ニ組織セラレ倫敦ニ於ケル一九〇三年ノ P. C. G.
C. (露國社會民主革命) 第二會議ニ於テニ分レツル「ブルジョア」
ト共同スヘキニ主張シ他々ニ對シテ第一ノ主張ニ賛同スル
者少數第二主張ニ賛同スル者大多數ナリテ以テ第一「^{左派}ボリスエ
^{右派}ボーキ」第二「^多ボリスエボーキ」ト稱セルナリ

一八、共産「インターナショナル」第二會議ハ何ヲ廢ルセシヤ

第二會議ニ九二〇年莫斯科ニ開催セラレ第一回ヨリ着手セル
「インターナショナル」運動總方針ヲ定メ各地方ニ於ケル党徒ト
相通シ大労働党ヲ作り労働者ヲ誘ル他党ヲ共産党ニ同

化セムトスルニアリ

一九、第三共産「インターナショナル」會議ノ章程如何

第三會議ニ於テ「インターナショナル」ノ規程ヲ撰定シ即チ其
ノ規程ニ依リ「インターナショナル」ハ何人ヲ以テ編成シ如何ニ集合
シ何人ヲ以テ指揮者ト爲シ又如何ナル党派ニ加盟スルヲ得ル
ヤ等ヲ決定セリ而シテ共産「インターナショナル」ニ於テ「言論」ニ
ナラス實際「プロレタリア」ノ抱負ヲ実行シ尚進ニテ如何ナル
地方ニ共産党ヲ保護スヘキカノ大方針ヲ定メムトスルニアリ

二〇、露國共産党共産「インターナショナル」ノ意義如何

共産「インターナショナル」ハ世界革命ノ參謀トナリ各地方ノ革
命労働党ヲ指揮ス露國共産党ハ第一ニ其ノ抱負ヲ實施シ
旗印ヲ押立テ遂ニ効ヲ奏シ「ソエツ」止露國ヲ創設セリ以テヨリ
各地方ニ其ノ光輝ヲ照ラシ萬國「プロレタリア」其ノ軌ヲ示スモノナリ

四、「ソヴェット」建設

一、露國「プロレタリア」如何ニシテ政權ヲ掌握セリヤ

「ソヴェット」即最高會議ノ手段、依ル一九〇五—一九一七年ノ革命於テ「ブルジョア」ト對抗スヘク労働者兵卒ヨリ議員ヲ出シ十月革命於テ大成功ヲ現ハシ全政權ハ以テ會議ニ移リ労働者兵卒農民ノ選出議員會議ハ政權ヲ握ルニ至レリ

二、「ソヴェット」何故ニ「プロレタリア」ノ為ニ努力シアリヤ

「プロレタリア」ノ人権ヲ保護シ「プロレタリア」執政ヲ失墜セシメサル為ニナリサレバ労働者ノ政府ニハ「ブルジョア」ナル者ナシ

三、然ラ「ソヴェット」政府ニハ民主ナルモノナキカ（民権均等）

「ソヴェット」政府ハ「プロレタリア」ノ「デモクラック」ナリ労働者農民ハ自ニ選出議員職業同盟工場委員ニ通シ其地域ヲ統禦ス故ニ「ソヴェット」政府ハ「ブルジョア」ナル者ヲ全ク政權ニ干渉セシメス

四、「ブルジョア」デモクラックトハ何ゾヤ

「ブルジョア」デモクラックハ以テ富者間ニ稱ヘラルモノナリ多数ノ労働者間ニ決シテ及ブモノアラズ故ニ彼等「ブルジョア」ハ全民衆ノ名ヲ以テ統テ欺ケリ只紙上ニ於テ人権ヲ與フルニ

五、「ソヴェット」政府如何ニシテ労働者ニ權能ヲ與フルカ

労働者ハ自由ニ集合シ或ハ同盟ヲ結ビ其他言論ノ自由印刷物ノ自由及無料ノ教育等ナリ

六、労働者同權ナリヤ

然リ「ソヴェット」政權ハ婦人労働者對シテモ農夫對シテモ男子同様ノ權能ヲ與フ故ニ婦人ト農夫ト同様地方行政ニ干渉スルコトヲ得斯レテ婦人ヲ家庭的重荷ヨリ開放セリ又「ソヴェット」政權ハ労働者ニ對シテ人種的差別宗教的差別ヲ取ラス

七、「ソヴェット」政權如何ナル組織ナリヤ

労働者ニシテ最廣ク政治ニ干與セシム從テ地方行政モ中央政
権ト何等異ナル所ナシ

八、議員ノ選挙年権及被選挙年権ハ何人カ有スルヤ

凡テ労働者ナリ然レトモ他國ニアルモノハ被選挙年権ヲ有セス

九、ソヴェット政權ノ順序如何

ソヴェット政權以下ヨリ及テ即村落議會ヲ州議會トナリ

其ノ議會ハ州執政者ヲ選フ郡議會ヲ縣議會トナリ

縣議會ヲ全縣議會トナリ中央政權トナル

一〇、議會ト議會トノ中間期間何人依テ選舉セラルルヤ

全縣執行委員會及全州ソヴェット議會ハ其ノ選舉ニタルコ
ソミソカールトニ依テ選舉セラル

二、ソヴェット議員ノ責務ヲ問フ

ソヴェット議員ハ發言權アルヲナスレテノ議案ヲ採リ或議程

14

「凡モノトス後ハ」を憲中央執行委員會ノ議案ハ「ソミソカール」

廳ノ名受持事務ヲ執リソミソカールヲ以テ自由ニ去リトテ得ズ且選

挙者ハ自由ニ「ソミソカール」議案ヲソヴェットヨリ呼出ス事ヲ得

二、地方ソヴェットノ責務如何（縣郡州村）

最高ソヴェットニ從屬シ其ノ地方於テ諸問題ニ對シ

決議ヲ與フ而シテ其ノ決議案ヲ地方執政廳ニ送リ上級

執政廳ノ指示ヲ得テ實施スルモノトス

三、ソヴェット政權ノ政事方針何ニ基ツカ

露國聯邦ソヴェット共和國ノ憲法ニ依ル

四、ソヴェット政權ハ別種國民ニ對シ如何ニ方法ヲ執ルヤ

政權ハ屬領民ヲ同ニ看做シ自レノ權能ヲ附與シ自國獨立

スル迄自由タルモノトス故ニ凡テノ開拓地ニ於テ教育モ自由ニシテ又

自國語ヲ使用ス事ヲ得（後ハ「ウクライナ」バシケル等）

一五、ソヴェト政權、他國に對シテ如何ナル方針ナルヤ

ソヴェト政權、建設當初ヨリ主義ヲ全世界ニ及ホサント
目論見タリ然レモ他國に對シテ排戰的能度ヲ執ラズ又他國
氏ヲ強テソヴェトニ加盟セシメス

一六、然ラハ何故ニ軍隊アリヤ

軍隊ハ外國迄國內及革命者ノ壓迫ヨリ労働者及農民
ヲ保護スル為ナリ又一方他地方ヲプロレタリアレテブルジョア
トノ戰ヨリ救フカ為ナリ

一七、労働國民ハ兵役ノ義務アリヤ

否労働者軍ハ唯労働者間ヨリ徵兵スルニ即チブルジョア
ニ對シ自己ノ利益ヲ得獲スル為ナリ自ラ軍事ノ責務ヲ為ス
モノナリ

一八、赤軍ノ指揮權及統裁權、何人ニアリヤ

労働者及農民ニアリ軍事教育ソ同將校其ノ任當リ軍
事監督、労働者及農民ヲ選ハシテ「ユニツナル」ニシテ
一九、赤軍ノ軍規如何

赤軍ハ各自其ノ任務ヲ知ル「ブルジョア」軍隊ノ如ク強要セラ
ルモノニアラス威嚇ヲ以テ服従スルモノニアラス總テ正意ヨリ出テ
労働者ノ保護ノ任當ルモノナリ

二〇、一般軍事教育トハ如何

凡ソ労働者ハ自己ノ職務ヲ離レシテ軍事教育ヲ受ク其
ノ理由、事變に臨ミ彼等ハ其ノ地方ノ「ソリナヤ」(軍黨)ニ代ル
ヲ以テナリ

二一、ソヴェトハ何ソヤ

及革命徒黨「サホー」ニ間諜不正者(ブルジョア)ノ走狗トナリテ政權
奪取(勤クモノ)等、對シテ「ソヴェト」即チ非常委員ハ革命黨

保護トモサレハレテノ労働者ハ「プロレタリア」トシテ戦際ニ援助ヲ興
フヘキモノトス

三、ソヴェット政権下ニ如何ニ裁判所アリヤ

國民裁判所及革命法院アリ國民裁判所ノ所理ルニ事
務ハ速ニ決定シ判決ヲ興フヘキモノトス國民裁判所ノ判官ハ勞
働者ヨリシテ此ヲ選フ其ノ理由ハ及過徒覺ラ速ニ宥救ナリ判處ス
ル者ナリ國民裁判所ニシテ判決出スルモノハ革命法院ニ回
送スルモノトス

三、プロレタリアノ裁判如何ニ裁判シ如何ニ處罰スルヤ

「プロレタリア」ノ裁判ハ不文法律依ル即常裁判決ニシテ其ノ
罰ハ「プロレタリア」ノ裁判ニ比シ甚ク輕量ナリ多クハ投獄ノ代リニ
叱責勞役或ハ禁約ヲ罰トス

五、ソヴェットノ建設

18

一、十月革命後「ソヴェット」政権ハ資本家工場ニ對シ如何
ニ處置ヲ執リシヤ

「プロレタリア」ノ所有セルモノハ工場ヲ取奪ケタルモノハ労働者等
ニ分與セス「プロレタリア」國有トナリタリ即公共工場ナリ

二、帝國主義ノ戦争及「ケレンスキー」戦乱後「プロレタリア」ニ如何
ナル遺業ヲ残リシヤ

凡有経済界ハ全ク破壊セラレテノ産業ハ軍事工場トナリ
輸送機關ハ破レ原料燃料、食料等ノ必需品ハ甚ク不足ト
ナレリ

三、如斯不幸如何ニシテ救済スヘキヤ

先ツ第一ニ石油石炭穀類ノ採用ニ着キセハカラス今ヤ赤軍
ハ其ノ衝ニ當リ着々歩ヲ進メ「プロレタリア」ノ生産事業ニ
秩序ヲ立テ以テ経済界ノ復興ヲ圖ルニアリ而シテ其ノ方針ハ

必ス一様ナラサルヘカラス

四 經濟界ニ対スル一様ナル方針トハ何ナル意義ナルヤ

即チ生産界ノ無秩序ヲ改訂シ目下所有シタル食料田ノ總
勘定ヲ立テ冗費元カリス即減シ凡テノ産業ヲ統一スル爲中央
政權ニ於テ一定ノ方針ヲ定メ地方産業ヲ以テ依ラタテ以テ
生産額ニ不足ナキヲ期スルモノナリ

五 産業ノ主腦ハ何者ナルヤ

最高經濟委員會ナリ本會ニ職業同盟職人々々中失職
行委及國會議決ヲ以テ組織シ炭坑部及徴稅部アリ
炭坑部ハ石炭坑ノ自ラノ管理ニ徴稅部ハ凡テノ生産産業ヲ
管理ス

六 地方産業ノ監督方法ハ何

各地方ハ地方自治及専門技術ヲ成ルニ當テリ礦業回監會
ヲ收進シ置キモトス而シテ各地方部ハ地方經濟ニ適應シ
政策ヲ行ク監督部ハ炭坑部或ハ徴稅部ニ在ルモノトス

七 地方責任ハ何人ノ負ハレムヤ

監督主任之ヲ負フモノトス若キ則チ各地方ノ問題ニ對シ
徒ラノ會議ヲ行キ時ヨリ空費スルモノトス以テ人ノ負ハレムモノナリ
八 經濟機關ニ於テ何種ノ回監事務ハ何

礦業回監ニ來ルコトアルコトノ對抗上作リタルモノトス人々々々
會アリノ國家ナレバアルコトニ對シ有意義ナリ且生産上ノ凡テノ
方針ヲ掌ル機關ニシテ又地方自治ヲ産業機關ニ譲渡スル以テ
生産ノ向上セシムルヲ期スナリ

九 地方自治ノ風紀ハ何

風紀ハ自覺ト有識的ナリ吾人ハ各自其ノ責任ヲ重クス標準
勸告ニ急慢ハ流シサルモノトス而シテ其ノ監視ハ相互的ナリ

一、労働武備ト何ソヤ

労働力ヲ軍事ニ改造スルヲ云フ即事有ル時徴兵ト軍人トシテノ資格ヲ得ル軍事作業ト爲ラシム

二、如何ニシテ「ブルジョア」ノ専門家を利用スルヤ

大産業ニ技師、技多能多者等ナクシテハ不可能ナリ且ト労働者間ニ斯ル専門家を故ニ「ブルジョア」ノ専門家を備入ルノ作業ヲ爲サシメ或ハ労働者ヲ教養セシム故メ「ブルジョア」ノ専門家は労働ヲ嫌ヒ備入ルヲ拒絶シ或ハサボタージュヲ起セルモ現在在リテ誠意ヲ以テ労働トシテ事ニシテアリ

三、労働軍ト何ソヤ

赤衛軍ノ一部ナリ労働軍ハ元カ軍事教育ヲ受ケたるモノシテ今尚存在シテバ解散スルコトヲ得ス如何トモ今尚帝國主義者時々侵襲ヲ開始スルヲ以テ其ノ防備ニ當ラシメテアリ而シテ其モ必ス

ナル方面ニ是キ必要ナル作業ニ當ラシメテアリ(地科準備ヲ撻道建設等)

三、大産業主義上ノ安息日ト何ソヤ

安息日ヲ嚴守セルハ初メ莫斯科「カザン」間ノ鉄道ニ從事セル大産業主義ノ労働者達モ現在ニ於テハ全露國ノ労働者之ヲ實行シテアリ休息日ハ其ノ職別ニ依リ異リタルモ現今ノ露國ハ上「ソビエツト」議員ヲ下大工ニ至ル迄日曜ヲ嚴守ス

四、ソビエツト政權ハ大産業ニ対シ如何ニ處置ヲ取ルヤ

大産業中職人及手ノ産業業ハ以テ取奪トス寧ト益トシラシムル為原料及燃料ヲ供給シ相互組合ヲ作テテ共産的太産業業タルヲシメト努力シテアリ

五、ソビエツト政權ハ何故他國トノ交易復興ヲ希望シ居ルヤ

露國ノ工業凡テ他地方ニ於ケル製産業或ハ原料ノ輸入ナク

レテ決シテ開發スルニニアラスサレハ露國モ及通國而必資本國ヲ
對手トシテ交易ヲ興シ最モ親密ナル經濟協約ヲ結ハムト欲
シモノナリ吾人ノ希望ハ全世界ノ經濟界ヲ同一方針ニシテメ
スルニナリ

六、銀行ト何ソヤソヴエット政權銀行ト如何ナル

見地ヲ有スルヤ

銀行ト資本家ノ生産事務所ナリ故ニソヴエット政權ハ
十月革命後直ニ銀行ヲ奪取シ資本家ノ野蠻ニル漏洩
ヲ取揚ケ國民銀行ト合同セタリ國民銀行トソヴエット
共和國ノ中央會計者ナリ

七、ソヴエット政權ノ財産如何

財産是ク貧弱ナレハ國家ト労働者間ノ勘定甚ク困難
ナルモ現在ニ於テ歲入歲出共相均等シ諸産業ニ支給スル金

額ハ歲入ノ十分ノ九ニテ非産業ノ經費十分ノ一割左ナリ

八、労働保護ト如何

工場及農業上ノ一ツ規定ナリ労働者ノ職務上ヨリ起ル疾病不幸ヲ
保護スルモノトス故ニソヴエット政權ハ労働時間縮小レ婦女子ノ
保護ス工場ノ衛生機關ヲ設ク在規定ノ労働法令ノ詳記
レアリ

九、ソヴエット政權ハ國民健康ヲ如何ニ保護スルヤ

凡テ個人ノ病後消毒機關ヲ養生他、藥局等ヲ民有トシ傳染
病ノ預防ヲ以テ凡テノ治療ノ國費トシテ支弁ス

一〇、社會ノ經濟事務如何

ソヴエット國家ハ社會ノ無職者病氣ニ依ル労働ヲ可能者不
具者、妊婦、孤兒及及過重トシ歐戰中、國ノ負擔甚重トシ其ノ
家族水火災ノ困厄時ノ不幸者等ニ對シ扶助料、慰問及食

料券其他ヲ支給ス孤兒姪婦ノ收容場ヲ設備ス

六、コソグエツトノ建設

一、ザリ時代於ケル土地ハ何人ノ所有テ又農民ノ状態如何

ザリ時代農民ニ屬スル全土ハ三分一餘リニ過キス其他作テ

ザリ及其ノ家族教會修道院地主又富裕ナルコソックニ屬

セルモノナリ露國中央部ニ於ケル各離宮ハ最便利ナル土地平均

二三デナリナンテ所有ス貧困ナル農民ハ地主大農及商人ノ作

人タルニ過キサリキ

二、十月革命後農民如何ニ結果ヲ求セシヤ

政權奪取ト共ニ前記ノ所有者ヨリ凡テノ土地ヲ取上ケ此ノ

農夫ニ讓與セリ

三、ソグエツト政權ハ如何様ニシテ土地ヲ農民ニ附與セルヤ

土地法令ニ依リ私有ヲ許サス凡テノ土地ハ全露労働者ノ共有

トス且之ヲ私用ス者ハ労働者ニ備入レシテ自ラ耕作レ得ル

程度トス

四、農民ノ住宅地ハ如何

農民ハ土地ノ耕作ノニテラス土地ヲ分與スルモ浸来ノ貧困ヨリ

シテ馬匹農具及家畜ヲ有セルモノ多シ故ニ各農民ニ對シ

過度ノ土地ヲ與フルト共ニ彼等ヲシテ馬匹農具アルモノト共同

作業ヲ為サシム

五、土地共同作業トハ何ゾヤ

貧困農夫ハ馬匹農具ヲ有セルヲ以テ一部落ノ土地ヲ分割セ

ス馬匹農具ノ元者ト共ニ耕作セルムラキフ

六、共同作業ハ何故ニ利益ナリヤ

共同耕作ハ收穫ヲ増シ又病人等アルモ相互友誼的ノ勞後

スル利益アリ

七、村落經濟組合ト何ソヤ

村落經濟組合ハ共同耕作上最必要ナルモノシテ即チ個人トシテ耕作ニ従事スル時ハ其ノ馬匹農具等ニ不足ナルモ組合ニ最優秀ナル農具ヲ使用シ或ハ多數ノ馬匹ヲ使用シ各人ノ勞力ヲ省ク事ヲ得

八、村落經濟自治ト組合ト如何ナル差アリヤ

經濟自治ハ労働馬匹農具諸機械運家畜收穫住宅贈、児童養育等ノミラスニ生産物ノ賣却及需用品ノ購買等ヲモテ堂々ル

九、經濟自治ニ如何ナル利益アリヤ

最精巧ナル機械ノ購入家畜改良一般合宿共同炊事児童養育子弟教育等労働者及農民ノ爲ニ有便宜ヲ講スルモノトス

一〇、村落經濟共會ハ如何ナルモノナリヤ

村落經濟共會ハソヴエットトシテ政權トシテ經濟開發ニ該シカラサルモノナリ同共會ハ大農作上必要ナル各種ノ見本ヲ集メ労働共進會ヲ開キ學校ヲ興シ鉄工場ヲ作り器具其他ノ修繕ヲ行フ

一一、都市農産經濟共會ト何ソヤ

都市ニ屬スル土地ヲ利用シ大農場ヲ開キ果實蔬菜其他凡有有益ナル播種ヲ爲シ農産物ノ改良ヲ行フ

一二、ソヴエット政權ハ土地ニ對シ其他如何ナル方針ヲ執ルカ

不毛ノ地ヲ開拓シ土地ヲ改良シ湖沼ノ改革及堰等凡有方面ニ向テ改善ノ方針ヲ執リ農民ヲ中央ヨリ富裕地方ニ送り内テノ援助ヲ行フ

一三、ソヴエット政權ハ小農民ニ對シ如何ニ援助スルカ

改良種ノ支店所家畜改善上ノ支店所農具貸付所
諸機械修繕所測量所等ヲ設ケ無料ニテ要求應ス

一四、農民ト労働者トノ關係如何

産業發達ハ農民ト労働者ト相一致セザルハカラス農民ハ耕作以テ雜穀ヲ收穫シテ労働者ニ支給シ労働者ハ鐵器具及物等ヲ製造シテ農民ニ支給ス

一五、ソヴェット政權ニ対シテ農民ハ同感情ヲ有スルヤ

否農民階級ハ大約三種ニ分レ即チ大農中農小農トス大農ハ收穫物ノ價格ヲ引揚ル為種ヲ投機的手段ヲ講シ労働政府ニ對シテ好感情ヲ有セス又労働階級及貧乏人ヲ利用セムト目論見ツアリ中農ハ自己ノ力ヲ應ル土池ヲ耕シ收穫物ヲ相當ノ價ニテ賣却セムト欲シ無意識中ニ大農ニ與シ易キモチリ小農ハ自力ヲ以テ充分ノ經濟状態ヲ維持

シ能ハサルヲ以テ經濟但々經濟自任等、加入レソヴェット政權ヲ喜ビモトス

一六、然ラハソヴェット政權ハ彼等大農中農小農ニ對シ如何ナル處置ヲ執ルカ

「レーニン」曰「大農ヲ掠奪セヨ、中農ヲ侮辱スルハ小農、與ヘヨト即チ大農ハ剩餘產物ヲ多ク有シ投機的手段ヲ講スルヲ以テ政府ノ力ヲ奪取セヨト」意義ナリ若大農武器ヲ以テ反抗ビ「ソヴェット」政權ハ宥赦ナク彼等ヲ威セシムヘシ中農ニ對シテハ誠心誠意大農ニ與スヘカラサルヲ説キ「ソヴェット」政策ノ有利ナルヲ解セシムヘシ小農ニ對シテハ充分ノ保護ヲ加ヘ彼等ノ生活ヲ安固ナラシメ凡テノ需要品ヲ與ヘ以テ村落ノ中堅ナラシムサレハ露國聯邦革命共松岡半次執行委員トシテサハ中農級ヲ議員ト出シソヴェット(カリン)氏ノ如キ

一七、雜穀「モノポリ」トハ何ソヤ

農民ノ收穫中ヨリ剩餘ノ分ヲ以テ政府ニテ買収シ以テ政
府ノ需用ニ充テ(仮令ハ收容場病院軍隊)專賣トシテ商人
ニ賣渡スヲ云フ若クモ專賣ナラハ市場ニ於テ種々ノ「スパクレ
レ」ヨリ行レ價格ノ統一ヲ之ニキ農民ニ不利ナル故ナリ

一八、モノポリレヲ如何ニル方法ニテ實施スルヤ
食料「コシカール」ニ屬ナルモノナリ雜穀肉類及其他凡テノ食料ヲ掌
ル各縣ニ支廳ヲ置キ縣又郡州村ニ分ツ收穫剩餘ヲ蒐メ
評定價格ヲ附ス

一九、半々ニ價格トハ何ソヤ
重ナル食料「ハソグエツト」政權一定ノ價格ヲ附レ何人ト雖
右價格以上ニ之ヲ賣買スルコトヲ得ス

二〇、都市製産ノ物品ヲ如何ニテ地方ニ配布スルヤ

都市製産品ハ一定ノ價格ヲ附シ食料廳ヲ通シ配布シ農

民ニ対シ平等ニ分與ス

三一、個人食料商人ニ対シテ如何ニ方針ヲ執ルカ

「ソビエツト」政權下ニハ目下大商人ハ「ブルジョア」ナ
リレヲ以テ凡テ倉庫ヲ取上テ政府ニテ利用シテテ商人ハ
其ノ儘營業シアルモ政府ハ凡テノ食料ヲ掌リテ「徐々」小商人
人モ減滅スルニ至ルヘシ

三二、ソヴエツトニ露國ハ食料直接何人依リ取扱ハルルヤ

購買組合ナリ曩ニ購買組合ハ村落都市ノ「ブルジョア」ニ依リ
組織セラレタルモ今ヤ同組合ハ全國民ノ機關トナリ全國民ハ購
買者ナリ而シテ組合ノ監督ハ労働者之ヲ行フ

三三、食料品如何ニ配給セララルヤ

生産機關ノ破綻ヲ目トシ食料品甚々僅少ナリ而シテ其ノ

配分方法ハ三階級ニ分タル孰レモ切符制度ニシテ多クノ労働
スル者ニ多ク労働以テ者ニ僅少ナリ

三、共産主義割當方法如何

現在ノソヴエツト政權下ニアリテハ各自ノ労働ニ従テ多少ノ差
アリ如何トナレハ現在ニ於ケル需要品ハ凡テ不足ナキナリ然レト
モ今ノ後需用品製造ノ料ヲ増シ凡テ吾人ハ満足ヲ得ル時ハ
何人モ多クヲ取テス徒テ平等ナルニ至ルヘシ

七、ソヴエツトノ建設

一、宗教トハ何ソヤ

玄妙ナル無形ノ宇宙ノ信仰ナリ而シテ多ク神アリ一神アリ祖先
ノ崇拜宇宙現象ノ崇拜等種々ニ分タル而シテ現世界ニ於ケ
ル宗教トシテハ基督教猶太教マホメド教佛敎等ヲ主ナル
モノトス其ノ他種々ノ宗教アリ孰レモ相当ノ年限ト信仰ノ根

元ニ有レ各自々己ノ信スル宗教ヲ以テ世ヲ以テ教ト心得ウマール
モノナリ

二、宗教ハ人間生活ニ如何ニ影響ヲ及ホスカ

「カルルマルクス」ハ曰ク宗教ハ人間ノ阿片劑ナリト即チ沈痛
訓ナリ

三、何故ニ宗教ハ無産主義ト兩立セザルカ

共産主義ハ人間社會ヲ科學的ニ研究スルヲ根本トス然
レモ學ニ起リ自然ノ力ナレ又共産主義ハ凡テノ宗教ヲ反駁スル唯
一ノ科學ナリナリ

四、共産主義者ハ宗教ニ對シ如何ニ感想ヲ有スルヤ

共産主義者ハ宗教上ノ僻見ヲ有セス又信者ノ迷信ニ對シ壓
迫スルノ意向モ有セス故ニソヴエツト政權ハ信仰ノ自由ヲ
聲明セリ只共産主義者ハ宗教上ノ危計ニ對シ極力反對

宗教ニ何等秘密アルモノニアラス然ルニ宗教ノ名目ヲ以テ國策ニ相及對スルモノアレハナリ

五、教會トハ何ソヤ

耶穌正教徒ノ本源ナリ又ハ同一信徒ノ集會所トモ稱スヘキモノナリ然レトモ共產主義者ヨリ見ル時ハ司教者修道者其ノ他教會ニ關係スル者共ノ無作方所タル感アリ

六、正教徒「サール」崇拜トノ相互關係ハ如何

正教ハ「サール」帝國ノ保護ヲ受ケ司教者ハ莫大ノ報酬ヲ支給セラレリ教會多クノ地所其ノ他ノ所尙有テ故ニ教會ハ「サール」及其ノ家族ノ爲ニ禱リ政權ニ及抗スヘカラサルヲ説キ兵士對シテハ帝國主義戰爭ノ爲盡スヘク祝福セルモノナリ

七、「ソヴエツト」政權ハ何故ニ教會ヲ國家ヨリ分離セシヤ

如何トナレハ「ソヴエツト」政權ハ人民ヲ欺瞞スルコトヲ欲セス何

等教會ノ必要ヲ認メス又宗教家ニ俸給ヲ支給スルノ不利ヲ知ルサレハ「ソヴエツト」政權ハ教會ヨリ土地ヲ取上テ結婚

出生死亡等ニ付キ祈禱スルノ權能ヲ奪ヒタリ尙學校ニ於ケル教會科目ヲ廢止セリ

八、教會ヲ國家ヨリ分離セハ司教者及信者ハ如何ニスルヤ

司教者及信者ハ宗教的儀式ヲ行ヒ又教會ヲ支持スル事自由ナリ故ニ教會ニ於テ結婚スルモ差支ナレバ正式結婚ト認ムルニ法律ニ從ヒ戸籍手續ヲ要スルモノトス出生死亡亦患リ而シテ教義ハ教育ハ自費ヲ以テ自由ニ施スコトヲ得

九、人種的嫌忌トハ何ソヤ

各種族ノ感情的爭鬪ナリ「サール」政府ハ人種的差別ヲ爲シ同國民ナルモ拘ハラス猶太人「アルメニヤ」人「ウクライナ」人「ポーランド」人等ヲ遇スルニ甚タ差異ヲ爲シタレハ革命ト同

時ニ種族暗闘トキレルナリ

一、労働露國ノ國民文化ニ如何

教育方針ハ無料ニシテ義務教育ナリ而シテ從來ノ宗教

育ヲ脱レ共産的精神ヲ養フニアリ

二、ソヴェト政権ニ在テハ学校教育ニ年未滿ノ児童ニ如何

ニスルヤ

嬰兒ヨリ入学ト年ニ達スル迄ノ児童ハ両親之ヲ養育セム

グエツト政権ハ家庭ヲシテ家庭ノ重大任務ヲ軽減スル目

的トシテ養育不能ノ両親ヲ救済スル目的ニテ托児院、幼稚園

園、孤児收容所等ヲ普及建設スヘシ

三、ソヴェト露國ニ如何ナル学校アリヤ

労働学校アリ七歳ヨリ十七歳迄ノ児童ヲ教育ス而シテ男女

共學ナリ最高學府トシテハ工藝学校、労働大学等アリ

三、学校外ノ教育方針如何

各種書籍ヲ蒐メタル図書館アリ雑誌新聞アリ俱

楽部、劇場、博物館、美術院各都市村落ニアリ

八、露國共産党條令

一、党規法令ト如何

党規ノ法規ニシテ黨員ノ必ス遵守スルキ規定ナリ

二、如何ナルモカ露國共産黨員ナリヤ

党規ニ認メタル凡テノ者ハ黨員ナリ而シテ其ノ主義方針ニ許

シ活動スヘシ而シテ會費等ヲ納付ス覺悟ハ充分ニ其ノ義務方

針ヲ了解スルニナラス實際ニ履行セザルハカラス初メノメンエ

ウエキシ愛モ合同レアリシカ實際ニ履行ナキ為ニ離セルモノ

ナリ

三、黨員トモ者ハ初メ如何ナル手續ヲ要スルヤ

黨員ヲ希望スル者ハ初ノ党ノプログラム及實際ニ研究セサルハカラス而シテ黨員ノ資格ヲ得ル爲ニヶ月以上労働者或ハ農民間ニテ労働ニ従事シ尚六ヶ月以上黨員候補者トシテ在ラサルハカラス

四 黨員候補者ヲラントスル者ハ如何ナル手續ヲ要スルヤ

六ヶ月以上経過セル黨員三名以上ノ紹介ヲ要ス而シテ地方委員ハ之ヲ調査シテ加入ノ可否ヲ決ス

五 如何ニシテ新黨員ノ資格ヲ得ルヤ

地方委員ニ於テ候補者中ヨリ選抜スルモノトス但レ例外トシテ一九二七年十月前ニ黨員タリシ者二名以上ノ推薦アルトキハ黨員ノ資格ヲ得ル

六 如何ナル形式ニテ黨員ノ資格ヲ認メラルルヤ

党總會ニ於テ決定シ其ノ属スルキ縣委員賛同ヲ得テ新聞ニ廣告スルモノトス此ノ手續ヲ終ラサル者ハ党ノ事業ニ干渉スルヲ得ス

七 中央政權ノ下ニ党液何ヲ行フカ

中央党液機關ハ地方党液機關ヲ設置シ地方ニ於ケル諸問題ノ指示ニ従事セシム

八 党液機關指導ト服務法如何

党液ノ最高機關ハ全露党液大會ニシテ委員ヲ選抜シ黨員指導ノ任ニ當ラシム

九 中央党液機關制度ヲ問フ

全露党液大會及中央委員會ハ年々總會ヲ催フレ又黨員三分一以上ノ希望アルトキハ臨時總會ヲ開催スルモノトシ得總會ハ中央委員ヲ選抜シ決算報告ヲ為シ党ノプログラムヲ審議シ諸問題ニ関シ党ノ方針ヲ定ム

中央委員、他党及地方党派トノ關係ヲ詳述シ自党ノ各種事業ノ組織シ党方普及シ討ル中央委員會ハ年ニ二回以上集會ヲ行フモノトス

一、地方党派ノ制度ヲ問フ

地方黨員ハ小ナルモ毎月一回ノ集會ヲ催シ地方委員ヲ選舉シ又郡縣議會ニ派遣スル委員ヲ選出スルモノトス地方委員ハ其ノ地方ニ於ケル各種ノ機關ヲ指導シ主義宣傳トシテ講演會ヲ開キ又地方議會及執行委員ヲ指揮ス

二、遊説團トハ何ゾヤ

遊説團ハ党ノ根元ニシテ三人以上ヲ以テ組織シ各部署ヲ定メ其ノ區域ノ企業住民赤軍ヲ指導シ黨員ノ遊説ヲ行フモノトス

三、フランシモントハ何ゾヤ

党派會議集合或ハ自党機關以外普通ノソヴエットトシ職業

同盟經濟自治團等ニ關シテ黨員三名以上ヲ有スルソヴラクレモント云フフランシモントハ普通ノソヴエットトシ職業同盟經濟自治團等ニ於テ黨派ノ主義ヲ貫徹スルノ監督スルモノトス而シテソヴラクレモンニ於テ決定セシ問題ハ普通ノソヴエットトシ職業同盟經濟自治團等ニ必ス賛同スヘキモノトス

三、党派ノ特種機關トシテハ如何ナルモノナリヤ

婦人労働者、婦人農夫及幼年労働者間ニ特種ノ機關ヲ置ク而シテ日曜休業ヲ嚴守セシム本機關ハ党委員會ニ屬スルモノトス

一四、何故ニ婦人労働者ヲ別種ニ取扱フヤ

婦人ハ男子及資本ヨリ遠ケラルモノナルモ家庭的労働トシテハ重キ地位ニアリ又「プロレタリア」ノ約半数ハ婦人ナリト云ハサルヘカラス故ニソヴエットトシ政権ハ男子同様ノ見地ヨリ以テ設ク

- 一五、共産幼年同盟トハ何ソヤ
- ニ、三以下之青年ヲ糾合シ党派事業ヲキ傳ハシムルモノナリ
- 一六、村落党派事業ハ如何ナルト行フヤ
- 村落ニ於ケル統テノ農民ハ都市ニ於ケル労働者ニ比シ文明ヲ汲クコト少キヲ以テ図書館主義教養所ヲ置キ又文學思想普及ヲ盡カス
- 一七、黨員規律トハ如何ソヤ
- 黨員候補者及党機関ノ各責務ヲ速ニ又完全ニ實施セシムル爲メ黨最高部ニテ定メタル服務規程ノ如キモノナリ
- 一八、黨規ヲ奈シタル黨員ハ如何ニ處罰スルヤ
- 黨最高部ニ於テ定メタル規定ヲ遵守セズ又黨主義ニ及テ行動ヲ爲ス者ハ黨員ニ公衆ノ面前ニ於テ叱責ス處ス又臨時脱党ヲ命ズ又農露國ノ法律ヲ犯シタルモノハ裁判ヲ付ス

29

一九、黨規、黨員規律及其他ノ党内規定ニ如何ナル意義アリヤ

黨員結束ノ根元ナリ共産黨組織ノ初ヨリ黨員ハ「プロレタリア」ノ利益ノ爲ニ革命ヲ起シ「ブルジョア」並帝國主義ニ對抗シ重大責務ヲ雙肩ニ擔フテ立テリ而シテ現在ニ至リタル黨員ハ昔時ヲ忘レス尚進ムテ主義ノ宣傳ニ活躍シ以テ萬成ヲ期ス

ヘキモノトス

教育順序

地方学校教育ノ「プログラム」ハ共産主義ノ教養ニアル幼青年者ヲ善導セサルヘカラス而シテ其ノ教育方針ニ関シテハ労働者ノ期間短カクシテ教大ナルヲ希望スルハ勿論ナリサレハ莫斯科委員會同地ニ地方講師ヲ召集シ地方学校教育經濟ノ基礎トシテ一定ノ方針ヲ定ムク講師集會ヲ開催セリ然レトモ亦々最初ノ試ムル一定ノ方針決定セザルハ勿論各講師ノ経

驗ヨリスルモ意見區々シテ採用決議スヘキモノナシ故ニ本書
 ヲ以テハヲ断定的ニ評述スルヲ不可能トス然レトモ党ノ主義方
 針ヨリ考案シテ左ノ個條ヲ以テ教育ノ順序トス
 一、相當教育ニ者ヲ教養スル學校於テ各方面ヲ主
 義ニ關スル材料ヲ蒐メ主義者ノ講演ヲ催シ其論義
 對シ講師批評ヲ行フモノトス
 二、簡單ナル一般講演ヲ為シ討論ヲ開ク
 三、一定教材ヲ選定セル後其ノ教材ニ關シ問題ヲ提出シ聽
 講者ヲレテ回答的講演ヲ行ハルム又之ニ對シ反駁ヲモ爲
 サレム
 四、教材ノ教師ニテ一部分ニ就テ其ノ問題ニ關シ
 ノ提出シ其ノ答案ヲ或メテ徐ニ進講スルモノトス
 五、教養幼稚者ニ對シテハ平易解説ヲ行ヒ部分的ニ説
 明シテ解スルヲ待チテ全般ニ及フモノトス

30

六、講義ニ關スル下準備トシテ聽講生ハ家庭ニ於テ教育記
 通讀スヘシ
 七、講義ノ終リタル者ハ聽講生此ヲ對話体ニ筆記スヘシ
 八、尚教育ニ考テテ次ノ如キ處置ヲ執ルヘシ
 (イ) 講師ノ教育ニ参考トシテ他校ノ教育状態ヲ參觀スヘシ
 (ロ) 自校教育ヲ中止セス
 (ハ) 講師ノ講義ニ前ニ於テ必要ト認メタル時ハ教材ニ關
 スル諸問題ヲ聽講生ニ提出スヘシ
 (ニ) 學事會ヲ催ス時ハ各校教員ノ聽講生ヲ派遣スル
 モノトス
 露國共產黨莫斯科委員會ノ通達
 吾カ黨派ニ加入セル各朋友ノ主義ニ關スル見地ハ殆

ト平均モラレ好キ成績ヲ擧ケツツアルモ尙向上スヘキ
餘地アリト信スサレハ我共産黨ハ今後益々結束ヲ
固クレソグエツト「政權建設」ノ主意ニ及スル事ナク
黨員ノ開發ヲ圖リ宣傳者ノ「プロハカシダ」ニ頼ル
ノミナラス各自進ムテ主義ノ精神ヲ廣ク養ハルヘカラ
ス地方學校教育ニ於テ又此ノ精神ヲ汲ミ聴講者
ヲレテ迷フ事ノナカラシメ健全ナル黨員ヲラシムル事
ヲ期スヘシ

了

門類
項
目
多

大臣

次官
志

電信課長

3953

暗

内界勅令

日置大使

件名
綴込名
大正十三年三月十五日
大正十三年三月十五日
大正十三年三月十五日

伯持 大正十三年三月十五日
青島 大正十三年三月十五日
日置大使

亞細亞

歐米

通商

條約

情報

人事

會計

文書

平和條約

二月夜

二月夜「ロミニ」幸中、羅に在る在當地商民人百と云電
アリタル由ノ事十四日「マキワア」ノ本使「綴」ハ依ハ右ハ
事案ニシテ且極メテ重態ナリ但シ「ロミニ」ノ生命ニ「ア」ノト
アリタルモ現「権」力「括」ル「ト」ロ「キ」ル「カ」リ「ニ」テ「等」ハ依
「ト」レ「テ」其地位「維」持「シ」全「体」ニ「於」テ「格」別「ノ」変「化」カ「ル」ヘ「シ」
「イ」テ「チ」リ「シ」ノ地位「確」ナリ云々

總

門類
項
目
6
3

大臣

次官
志

電信課長

4004

4004 (平)

内外務大臣

植祭大使

件名
綴込名
野田 大正十三年三月十七日
野田 大正十三年三月十七日

奉 大正十三年 三月十七日
奉 大正十三年 三月十七日
奉 大正十三年 三月十七日

第一七三号

通商

情報

人事

會計

文書

平和條約

「ロミニ」重態ナリトノ莫斯科電報ニ付シ
「ロニ」キ「ヤ」論説「ロニ」死セバ「後」継者ニ付
「事」起「ル」ニ「本」名ニ「於」ケル「露」國承認「聲」ハ
其結果判明スル迄「聲」ヲ「踏」ク可シ「言」ヒ「ト」ロ「ニ」
「ハ」レ「シ」ノ「死」ハ「ソ」ビ「エ」ツ「ト」ノ「治」毒ニ「影」響「セ」シ「其」ノ
「結」果「政」策ニ「密」化「ヲ」来「ス」カ「如」キ「事」無「ク」ル「可」シ「テ」
「正」道ニ「向」ヒ「マ」アル「露」西「漸」次「外」部「コ」リ「ノ」
「援」助「ヲ」得「テ」復「興」ス「ル」ト「論」ジ「ア」ル「コ」リ「ノ」
「總」

過激政策ニ逆戻リスルカ、^{ラズレハ却テ過}
 激的色彩ヲ減却ス可シト評シ、華府ホスト、
 「^{ロレシ}」存在セバ露西亞ハ引續キ吾界ノ威嚇
 タルベク、彼死ニハ露西亞ノ形勢悪化スル事
 可ト同時ニ却テ健全ナル發展ヲ遂ケルコ
 リ得可シト論ズ
 二十四日、華府、^{ウィムス}、*Harry Rogers*
 通信ハ此持太ニ於ケル「^{ロレシ}」ノ權利
 日本對英、外務省ノ支持ヲ有スル、*Henry*
Jackalin、*Asquith*、ノ争、^{セト}成レリ石油
 熱心ナル英政府ハ何處迄モ主張ス可シ英
 國ノ權利ハ一九〇九年露政府ヨリ得タル

モロシテ其權利ノ合法ナルハ勿論技師ヲ派シ
 テ試掘中戦争ニ依リ遮ラレタリトテ中問題ハ
 固スル日本ノ主張ヲ説キ且 *Sindain concession*
 ハ日本ヲ離向キタル政治的陰謀ナリトスル説
 ヲ掲ケタル後英政府ハ吾界至ル迄其利益ヲ
 保護スルモ現「^{ソレ}」ノ財產獲得ニ反對シ
 且露國ヲ承認シ居ラサルニ願ヒ其地位ハ
 困難ナリト論ズ

門類
6
3
臣

電信課長



次官 志

亞細亞 歐米 通商 條約 情報 人事 會計 文書 平和條約

件名
綴込名
改訂案

ワルソー表
本者着
大正十三年三月
十百後一〇〇〇
主政

内閣外務大臣

井田代理公使

第三一號

當市ニ出張中トシ、エストニア外相ニ出立シテ當館ヲ
訪問シテ先ニ件ノ旨ヲ答禮シテ會見シ先處在外
相ニ露米問題ニ言及シ去勢トモノ通内社セリ
下露米ノ經濟狀態ハ日毎ニ行詰リ政府モ人民
モ富家ヲリ探奪セル憂念屬又ハ隱匿セル物
資ヲ賣盡シテ少數新資金ノ外ハ無一物ノ窮
境ニ陥リ居ル様子ナリ。露米販ハ最近新經

濟政策ヲ寫調シ又「レイニシ」一派ハ反對者懷
柔ノ目的ヲ以テ政府直屬ノ *College* ヲ法律
上承認シ且多數ヲ増加スル案ヲ立テ居ル由ナルカ
左計畫カ実行セルハ自然幹部ノ決裁力
モ鈍ル得合ナリ。尤モ首領株ノ心理狀態ハ著
シク變化シ各派若ク外資輸入ヲ必要件ト爲ス
ルニ一致シ居ル次第ナルヲ以テ假令政綱ニ「ラシ
カル」ノ變更ヲ加フルトモ同志習ハ抗爭ヲ生
スルカ如キ見込ハ先無之モノナリ
二、三ハ方針テラノ内務大臣カ佛市ノ對露政策ノ
變更ハ事實ノ通ニシテ「エストニア」出發者
係在巴里自公使カ「オシカレ」ニ會見セル詳

細い報告が変更り多しカ「ボ」ハ、真剣ニ労働
政府トノ接近ヲ考へ居ルモノナリトナリ。尤モ
「ミルラン」ハ、反対ノ由ナルモ、合民ハ飽達モ首相ヲ
制す財スルカ如キ態ニハ出ラザル。又「ボ」カ今
日ノ決意ヲ為ス。至リタルハ、政海新政府ノ對
策トシテ、露佛協和復活ノ必要ヲ感シタルナリ
ハ勿論也。キヤモ直接ノ動機ハ、従来露佛ニ
投資シ居ル資本ヲ成ルヘク救済セントスル佛主
實業家ノ希望シ居ルモノ、如ク忠告セラル。尚
佛主カ以上ノ目的ヲ達スル爲ニ、更ニ新投資
ヲ必要トスル次第ニシテ「ボ」ノ考案カ実行セラ
ルトシテモ、實績ヲ擧グルナリハ、頗ル困難ナラン。又

率問題ヲ以テ直ニ露佛主ニ云々接近前提ナ
ル如ク見居ル者ハ、モ最近ノ情報ニテハ、主ノ
佛主ニ對スル反感ハ、逐日増加シ、反對ニ英主
右ノ關係ハ、著シク改善セラレテ様子ナリ。
三、露佛内ノ利権問題モ、毎度「ボ」ハカンダニ
使用セラレ居ルモノナルカ「ララル」及「西伯利」ノ鑑
山ヲ目的トスル「Urgent」一派ノ「コンセツション」ハ、相
當確カ基礎ヲ有スモノト考へテ、事件最初
ノ契約カ労働政府ニ依リ拒絶セラレ居ルハ、承
知ノ通ナルカ、其ノ後新契約締結セラレ露佛主側
代表者見「ボ」ラシシモ、今日ハ労働政府ノ合意
ヲ得ん見込ナリト述（居）ル由ナリ。次ニ露獨

門類項

電信課長

大臣

次官

亞細亞 歐米 通商 條約 情報 人事 會計 文書 平和條約



件名	
綴込名	

大正三年三月廿七日

4023 平 欽長 春 著 大正三年三月廿七日 前 一〇四〇 右 八二〇

内田外務大臣 在哈爾濱 岩崎總領事

才八六号

三月十三日莫斯科科芬ロスタ電報三月十三日發表「レーニン」病状右手足ノ運動意ノ如クナラズ言証時不明體温三十七度一分脈膊百。

通商關係之文藝大ニ報道セラレ居ルモノ
力カ實際ハ頗ル不次後ニテ若クハ獨逸製
品輸入セシムル外取引中他ノ様子ナリ又露
ニ於テハ獨逸人ノ不人習ハ甚レキモノニテ
斯等獨逸公使「ランツアウ」モ當分露
期待スルハ徳意旨奉告ニ申送リテ事ヲ
有ス者モアリ云々
英佛獨逸及「タタ」ハ「昭報」他部
送セリ

門類
項目
大統

電信課長

次官 志

4011 暗

内田外務大臣

後田修儀事代理

件名	
綴込名	

浦の巻、
本者著、大正十三年三月七日、編五五六

平和條約
文書
會計
人事
情報
條約
通商
歐米
亞細亞

弟一七〇号
新聞其他ノ情報、依レハ一付良好、向ヒタルロミニ一健
系ハ最近ニ再ヒ著シク不良、向ヒタル由キ、労働政府ハ統
ニ三月十五日號外ヲ以テ其ノ病状ヲ發表スルニ、ヨリタルカ
右、依レハ「ロ」ハ再ヒ血行不良ノ為メ、努力中、且ノ運動及
談話、若干ノ故障ヲ起セルモ、體温脉搏等ハ可ク
ノ状態ニアリト

總

門類
項目
大統

官 臣 志

電信課長

平和條約
文書
會計
人事
情報
條約
通商
歐米
亞細亞

件名	
綴込名	

ストクホルム
本者著

大正十三年三月廿一日、記録係接獲、改
大正十三年三月廿一日、前二二五

内田外務大臣

畑公使

第四九号
露國人民委員会、共産党中央委員会及全露
中央執行委員会ハ三月十四日莫斯科會議ヲ
開キ、愈々行政ヲ Kamenoff, Rykoff, Stalin
ノ三名ニ委任スルコトヲ議決セリト

總陸海參軍老

門類
項目
番

電信課長

次官

亞細亞 歐米 通商 條約 情報 人事 會計 文書 平和條約

116
117

4060

本省着

内田外務大臣

畑公使

大正十三年三月廿一日記録係接

件名

綴込名 露口洋行 改露政情

大正十三年三月十七日

午後三時

第四八號

ハリーニシハ最近 復々重態に陥る
ル由ニテ 独逸 数名、専門医
勞農政府、招聘ニ依リ莫斯科
ニ出発セル由ナルカ今亦當地ノ腦
病専門医 同政府
ノ依頼ニ依リ今十七日當地發莫
斯科ニ急行スルコトナリ
英佛 独波へ郵報ヤリ

總

附屬書類添付

駐歐報告 第二課

綴込名

(辛號用紙)

普通
第 326 號
12. 3. 26

大正十二年三月二十六日

滯京特命全權公使 川上俊彦 (印)

外務大臣伯爵内田康哉殿

露國ノ近況ニ関スル報告提出ノ件
今般帰朝ノ途次 弟ヲ仰電訓ノ趣旨ニ基キ露
國ノ政治經濟及其他ノ近況ニ関シ取調ノ結果
概畧別紙ノ通及報告候也

外務省

附

見合書 第二課

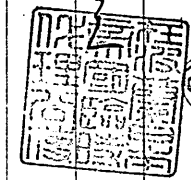
普通
受第 30 号
12.3.27

政令第九八號

大正拾貳年貳月貳日

在波蘭王

修代以之使井甲守



外務大臣細野内田康武殿

全露中央執政委員合幹部ノ極東「ハルカ

サ」隊代表揚之、昂之新聞紙記事

送付ノ件

案日「ハ」莫斯科科、若刊「ハ」農政付機、若紙

「ハ」スウエデン「ハ」標記ノ件、案ノ別紙字ノ記事

「ハ」揚義ノ「ハ」知在「ハ」全露中央執政委員合幹部

部「ハ」浦潮野性「ハ」案ノ極東「ハ」ハルカ「ハ」隊

在波蘭王 日本公使館

代表者ノ揚見「ハ」カリーニ「ハ」其印第「ハ」書、積

多「ハ」ト「ハ」單純「ハ」記事「ハ」出サ「ハ」サレ「ハ」何「ハ」あり「ハ」案

考「ハ」資料「ハ」ト「ハ」ス「ハ」可「ハ」有「ハ」之「ハ」力「ハ」有「ハ」言「ハ」ふ「ハ」方「ハ」案「ハ」在

別「ハ」添「ハ」付「ハ」送「ハ」付「ハ」一「ハ」書「ハ」也

印 局 録 取

一九三三年一月一日附「イズヴェスチヤ」第六号(一七四三)

全露中央執行委員会幹部ノ極東、バルト、カザン、接見

全露中央執行委員会幹部會議ハ昨日共會議室ニテ全幹部

ニ赤軍旗交付ノタメ浦潮ヲ来シ極東、バルト、カザン、隊使者ヲ

接見シタリ

全代表者ハ軍旗交付ニ際シ簡單ニ述ハテ曰ク

「スロケヤン」軍管区第一「バルト、カザン」枝隊ハ沿海ニ於ケル赤白

戦争ノ武勳ニテ沿海、バルト、カザン、軍管区トヨリ赤軍旗ヲ

外務省

附 興
セラレタリ

各管ノ帰宅ニテ解隊シタル「バルト、カザン」隊ハ使者ヲ派遣シテ

全露中央執行委員会ニ我武勳ヲ傳フルモノナリ

全露政治部ハ全露中央執行委員会カ第六「バルト、

カザン」枝隊ノ武勳ヲ認め且全隊ヲ赤軍ノ一部トセ

ラレン事ヲ願スト。

エム、イ、カリニンハ全露中央執行委員会幹部ノ名ニ於テ

「バルト、カザン」枝隊ノ功績ヲ感謝シ挨拶ヲシテ曰ク、

外務省

1. 全露中央執行委員会幹部ハ
 戊申年ハ勇敢ナル極東防農救隊ノ生キタル紀念ト
 シテ十月革命紀念館ニ收メテモト思考スルト
 経リニ「カリン」ハ「バルチキン」隊ニ対シテ全露中央執行委員会
 会幹部ノ控擗及功績ニ対スル感謝、革命ノ勝利ヲ得
 へラレテモトテ求メタリ。

外務省

"Известия" отъ 11 Января 1923 г. № 6 /1743/

ПРИЕМЪ ПРЕЗИДИУМОМЪ ВЦИК ДАЛЬНЕ-ВОСТОЧНЫХЪ ПАРТИЗАНЪ.

Вчера, передъ заседаніемъ Президіума ВЦИК, была принята въ Кремль, въ залъ заседаній президіума ВЦИК, делегация отъ партизанъ Дальняго Востока, прибывшихъ изъ Владивостока для врученія президіуму ВЦИК своего боевого Краснаго Знамени.

Представитель делегациі при врученіи Знамени произнесъ краткое слово, указавъ, что за боевые отличія въ борьбѣ за Приморье съ бѣлобандитами 6-й партизанскій отрядъ Сучанскаго военнаго района награжденъ военнымъ советомъ партизанскихъ отрядовъ Приморья Краснымъ Знаменемъ. Развѣзжаясь по домамъ, демобилизованные партизаны посылаютъ свои боевые отличія съ своими делегатами во ВЦИК. Политическій отрядъ партиотрядовъ демобилизованныхъ партизанъ, раздѣливъ точку зрѣнія демобилизованныхъ партизанъ, проситъ ВЦИК принять боевые отличія 6-го партизанскаго отряда и вручить ихъ одной изъ частей Красной арміи.

М. И. Калининъ отъ имени президіума ВЦИК произнесъ привѣтствіе партизанскому отряду, поблагодаривъ партизанъ за боевые услуги. Президіумъ ВЦИК считаетъ, - сказалъ г. Калининъ, - что это знамя должно быть передано въ музей Октябрской революціи, какъ живая память о доблестяхъ рабоче-крестьянскихъ отрядовъ на Дальнемъ Востоке. Въ заключеніе г. Калининъ проситъ передать партизанамъ привѣтствіе президіума ВЦИК и благодарность за боевые заслуги, энергію и преданность революціи.

0271

REEL No. 1-1215

附屬書類添附

鑒書 第一課 左

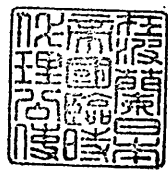
政務事務

政公第20號

大正十二年三月七日

普通 12.3.30

在波蘭國 臨時代理公使井田守之



外務大臣御書内田承次殿

以上聯合共和國條約締結結果

係合條約譯文報告件

依本領事官提出本件報告書別添

送進一萬冊查閱方成在案申進云云謹此

本信官奉送云

英、佛、荷、白、瑞、奧、若、東、土

以上

ソウエーと共和國係合ノ結締条
係合条約譯文報告ノ件

ソウエーと共和國ノ係合ニ付シテハ帝世不露國
ヲ捨テソウエーと大會ニ於テ其時機既ニ整ヘンニ付
リトノ決意ヲ見ユルハ係合条約案ヲ起草委員
撰定セリシテリカ一政公方一五強条約一曰左
開會ノ期々日即チ去年十二月九日夜「クレムリン」
宮殿内ニ於テ帝世不露國「ウラシナ」後高加
索及白赤路西亞四共和國ノ代表者年集
シテ帝世回「ソウエー」ト聯合會ヲ開催準備
打合ロソチ即立ニ十日午後一時「ソウエー」ニテ
此ト決シテ且即チ聯合「ソウエー」ト大會即チ「ソウエー」ト

共和國ノ係合ノ法行ニ付テハ聯合會セリシタ
リ最年長者タルノ故トシテ「ソウエー」トウイテシテ
揮シテ聯合會ヲ宣シ滿場一致シテ議長「ソウエー」
トニシテ、各代表會長「ソウエー」ト撰定シ九月日程
ニ付テハ聯合會ノ進捗「ソウエー」ト決セリ
一「ソウエー」ト「ソウエー」ト共和國係合ニ付テハ

言語書案

ニ「ソウエー」ト「ソウエー」ト共和國係合條約案
三 聯合會^{共和}中央執政委員會委員撰定
右議事日程分一及分二「ソウエー」トシテ説明ノ任
重クシテ「ソウエー」ト「ソウエー」ト宣言書及條約
案ハ討論ヲ用ヒ「ソウエー」ト決シ「ソウエー」ト決シ

聯合世界主義共和國の停止會議
開及之再々條約

労働露國 (P. C. S. P.) のクラーナ共和國
(C. P.) 白俄西連國 (C. P.) 及後方加露
共和國 (C. P.) のハイチ及び「ソビエト」(C. P.)
のハカ規定、基キ「ソビエト」止世界主義聯合
共和國 / *Cooperation of the Peoples of the Soviet Union and
France* (C. P.) ト「ソビエト」聯合國、併合
ズト「ソビエト」再々條約ノ締結ス

「ソビエト」止世界主義聯合國の列挙権能
と布之ん最高機關、依リ其聯合ヲ実施ス
(1) 國際關係、尤ク聯合國ノ代表ス

- (2) 聯合國境ノ變更
- (3) 新ナキ共和國、聯合加入ノ再々條約ノ締結
宣戰及媾和
- (4) 對外國債ノ調停
- (5) 國際條約ノ批准
- (6) 内外高共ニ根本方針決定
- (7) 國民經濟ノ根本方針及一般計畫ノ決定
- (8) 運輸及郵便電信ノ整理
- (9) 「ソビエト」聯合共和國、對格方針決定
- (10) 「ソビエト」聯合共和國共通經濟政策ノ締成、貨
幣制及聯合國、各共和國並、地方ノ税制
ノ決定

權ヲ有ス最良爲利シク設ケ其長官ニ其
 委員會内ニ國政事務局一員ニ任シ之代
 官ニ任シ之トシ之方ニ其事務ヲ取扱フ
 綜合機ノ形ヲ設ケ其長官ニ國政委員會
 計ノ權ヲ有シ之トシ之
 一三、ソノ上ニ聯合共和國ノ委員會ニ
 任シ之トシ之方ニ其事務ヲ取扱フ
 聯合共和國ノ形ヲ設ケ其長官ニ國政委員會
 計ノ權ヲ有シ之トシ之
 一四、聯合共和國ノ形ヲ設ケ其長官ニ國政委員會
 計ノ權ヲ有シ之トシ之
 一五、聯合共和國ノ形ヲ設ケ其長官ニ國政委員會
 計ノ權ヲ有シ之トシ之

一六、聯合共和國ノ形ヲ設ケ其長官ニ國政委員會
 計ノ權ヲ有シ之トシ之

一七、聯合共和國ノ形ヲ設ケ其長官ニ國政委員會
 計ノ權ヲ有シ之トシ之
 一八、聯合共和國ノ形ヲ設ケ其長官ニ國政委員會
 計ノ權ヲ有シ之トシ之
 一九、聯合共和國ノ形ヲ設ケ其長官ニ國政委員會
 計ノ權ヲ有シ之トシ之
 二〇、聯合共和國ノ形ヲ設ケ其長官ニ國政委員會
 計ノ權ヲ有シ之トシ之

各共和国代表者四名名

湯田原 五 二十回本

山崎 三十三名

後高 十三名

日西 二十三名

合計 九十一名

千九百二十三年十一月三十日莫斯科種別流

東亞田聯合共和国ソビエト連邦

議上 五、カリニ

書記 五、アー、エター、マ、ヤ

一